

令和6年度 尾道市 一般不妊治療費助成のお知らせ

尾道市では、一般不妊治療にかかる費用の助成を行っています。

◎ 対象者（次の要件をすべて満たしている人）

- (1) 一般不妊治療を開始した際、法律上又は事実上の婚姻関係にある夫婦（年齢は不問）
- (2) 尾道市内に住所を有している
- (3) 一般不妊治療で、他の自治体から助成を受けていない（広島県の助成は併用可）
- (4) 市税・国保料などを全て納付している

◎ 実施医療機関：一般不妊治療を実施している医療機関

◎ 対象となる治療：一般不妊治療と検査（医師の処方によるものに限る）

例：タイミング法、人工授精、薬物治療、検査、男性不妊治療（薬物及び手術療法など）等

◎ 対象外の治療

- (1) 不妊治療以外の治療費（子宮頸がん検診料、風邪の治療部分など）
- (2) 文書料（診断証明書、紹介状等）、入院費、食事代など
- (3) **特定不妊治療に移行した後の一般不妊治療**



◎ 助成金額：自己負担額の2分の1（1年間に5万円が上限）

- (1) 夫婦ともに治療中の場合は、申請書・証明書ともに一枚
- (2) 千円未満の端数を切り捨てた金額
- (3) 院外処方（薬局）に要した費用も対象（医師の証明と薬局の領収書などの添付が必要）
- (4) 複数の医療機関又は処方薬局を受診した場合は合算できる

◎ 令和6年度の助成期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日の治療分 治療を開始した最初の診療日の属する月から2年間(24か月)

◎ 令和6年度治療分の申請期限：令和7年4月30日（水）まで【期限厳守】

※ 次のような場合は、年度途中でも早めに申請してください！！

- (1) 一般不妊治療を終了した場合
例：妊娠した（流産を含む）、特定不妊治療にステップアップしたなど
- (2) 助成金額が上限の5万円に達した場合
- (3) 市外に住民票を移す場合
必ず転出前に申請してください。 転出後の申請は受理できません。

※ 因島・細島・生口島・高根島・百島在住の方は、通院交通費の助成があります。
健康推進課までご相談ください。

～助成期間と助成金額の考え方～



	1年目（助成額）	2年目（助成額）	3年目（助成額）	合計
例1	4月～3月（5万円）	4月～3月（5万円）	助成なし	24か月（10万円）
※ 2年目で10万円に達しているため、3年目の助成はない				
例2	8月～3月（5万円）	4月～3月（5万円）	助成なし	20か月（10万円）
※ 2年目で10万円に達しているため、3年目の助成はない				
例3	8月～3月（3万円）	4月～3月（5万円）	4月～7月（2万円）	24か月（10万円）
※ 治療期間3年目は、4ヶ月間の治療のみ2万円の助成が受けられる				
例4	8月～3月（2万円）	4月～3月（2万円）	4月～7月（5万円）	24か月（9万円）
※ 助成額は2年目で4万円、10万円との差額は6万円だが、1年間の上限額は5万円なので、3年目は5万円の助成となる				

◎ 申請手続き

(1) 必要な書類

- ① 尾道市一般不妊治療助成金申請書（様式第1号）
- ② 尾道市一般不妊治療助成金申請に係る証明書（様式第2号）
- ③ 領収書の写し、診療明細書（院外処方の場合は、薬局の発行した領収書の写しも必要）

※ 診療明細書が発行されなかった場合は、申請時に申し出てください。
- ④ 本人確認できる書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）

ただし、次の場合は追加の書類が必要です。

 - 事実上の婚姻関係にある場合：夫婦両人の戸籍謄本（※）と住民票（※）及び
「事実婚関係にある申立書」が必要です。申請前にご連絡ください。
 - 夫婦が別世帯の場合や夫婦どちらか一人が尾道市外に住所を有している場合：戸籍謄本
※ 戸籍謄本・住民票は、原本で申請日より3ヶ月以内に発行されたもの
- ⑤ 振込先（申請者）の通帳又はキャッシュカードの写し
(銀行・支店名、氏名、口座番号明記のもの)



(2) 書類の入手方法：尾道市健康推進課の窓口、尾道市のホームページ（希望者には郵送可能）

(3) 書類の提出先：尾道市健康推進課

郵送の場合は、本人確認できるもの（運転免許証などの写し）の添付が必要

◎ 助成の決定と支払い

書類審査後、「交付決定通知書」を郵送します。同封の「助成金交付請求書」を提出して下さい。

申請受理日から2か月程度で指定の口座に助成金を振り込みます。



◎ 申請・問い合わせ先

**尾道市健康推進課
すこやか親子係**

住 所：〒722-0017

尾道市門田町 22-5 総合福祉センター2階

電 話：0848-24-1960

窓 口：月～金（土日祝日、年末年始を除く）8:30～17:15

尾道市では、次の支援事業も行っています。

※ 広島県の不妊に関する支援事業と併用することもできます。詳細は、ホームページをご確認ください。

～ 不育症の検査・治療に係る費用の助成 ～



対象者	助成の内容
・医療機関で不育症と診断されている ・治療初日における妻の年齢が43歳未満	① 令和6年4月1日以降の検査・治療が対象 ② 一年度毎に申請 ③ 助成金額：上限30万円

～ 特定不妊治療の検査・治療に係る費用の助成 ～



対象者	助成の内容
・広島県特定不妊治療支援事業の助成承認決定を受けている	助成対象①：保険診療に併せて行われた先進医療 上限 5万円 助成対象②：先進医療等を併用することで本来 保険適用となる治療も含め、全額自己 負担になった治療 上限 15万円

～ 不育症治療、一般不妊治療、特定不妊治療のための受診に係る交通費の助成 ～



対象者	助成の内容
・因島、細島、生口島、高根島、百島に住んでいる人	受診のための交通費の一部（橋代・船代など）

参考 広島県の不妊に関する支援事業

◎ 不妊検査費等助成事業 ◎ 特定不妊治療支援事業



◎ 不育症検査費助成事業



問合せ先：広島県 東部保健所
0848-25-4641

問合せ先：広島県 子供未来応援課
082-513-3171